Q&A

	質問	回答
1	どのような制度ですか。	令和4年4月から体外受精及び顕微授精が 保険適用されましたが、その治療を保険適用 で受けた際に、併せて実施した「先進医療」に かかった費用について、助成を行う制度です。 東京都特定不妊治療費(先進医療)助成事 業より助成上限額15万円の助成を受けてい ることが条件です。
2	いつから開始した治療が 対象ですか。	令和4年4月1日以降から開始した治療が 対象です。
3	年齢要件はありますか。	あります。 保険診療と同じです(保険診療の治療開始 日における妻の年齢が42歳までの夫婦が対 象です)。
4	助成回数の制限はありますか。	あります。 保険診療と同じです(保険診療の治療開始日における妻の年齢が、治療開始日に39歳までの場合は6回まで、40歳から42歳までの場合は3回までを上限としています)。
5	所得制限はありますか。	ありません。
6	提出期限はいつまでです か。	東京都が発行した「特定不妊治療費(先進 医療)助成承認決定通知書」右上に記載の承 認決定日後6ヶ月以内に提出ください。
7	指定した口座への振込は いつ頃になりますか。	最短で受付日の翌月の月末になります。 例えば、2月5日に受付を行うと、3月末 に口座へ振り込みます。